

特定行為研修を修了した 認定看護師の活躍Ⅱ

第1回

学校法人川崎学園 川崎医科大学総合医療センター
がん薬物療法看護分野
特定認定看護師 笹本奈美さん

日本看護協会は、2021年度より特定行為に係る看護師の研修（以下、特定行為研修）を修了した認定看護師の移行手続きを開始した。21年に引き続き、本連載では特定認定看護師にスポットを当て、その活躍を紹介する（全2回）。

※日本看護協会では、特定行為研修を修了し移行手続きを完了した認定看護師を「特定認定看護師」と呼称することができるとしています。

川崎医科大学総合医療センターは、在宅療養支援センターを有し、地域の医療機関と連携強化に取り組み、地域医療を支えている。

2008年にがん化学療法看護認定看護師の資格を取得した笹本奈美さん。認定看護師教育課程を受講していた当時は、法人内の川崎医科大学附属病院の通院治療センターに勤務していた。さまざまな患者や家族と接する中で、患者が安心して治療を受けられるよう、がん薬物療法に伴う副作用を軽減するための知識や技術を身に付けたいと認定看護師を目指した。

看護実践の幅を広げるため受講

同院の新美保恵看護部長は、かねてより入院治療から在宅療養に向けた支援強化などの必要

性を感じていた。また、同法人の2病院では、指導を担う人材育成にも力を注いでいた。

そこで、新看護部長は、認定看護師としての経験があり、指導者の立場として役割を担える笹本さんに、特定行為研修の受講を打診した。

笹本さんは、認定看護師教育課程の指導教員などから、認定看護師制度の改正等の情報を得ていたため、よい機会だと感じたという。半面、がん薬物療法看護分野での特定認定看護師としての実践のイメージが難しかった。そこで、笹本さんは、同院で活躍していた、他分野の特定認定看護師に相談。すると、病態生理や臨床推論などの研修を受け特定認定看護師となることで、自分の看護実践の幅がさらに広がることが醍醐味だと分かり受講を決心した。

研修では「フィジカルアセスメントや栄養水分管理に関する判断等について、これまでの認定看護師としての臨床経験から具体的にイメージしやすく、他の研修者たちとも考える過程を共有しながら学ぶことができた」と語る。

患者の状態をアセスメントし迅速なケアの提供へ

14年に現職場である川崎医科大学総合医療センターの腫瘍内科病棟に異動となった。18年に特定行為研修を修了。21年度からは、同病棟の看護副師長として勤務している。

特定認定看護師としての実践では、がん薬物療法による発熱性好中球減少症等で、緊急入院した患者の事例などがある。医師の診察までに、脱水症状の状態をアセスメントして、どのような補液がどのくらい必要なのかという計算を行い、医師に提案し、迅速な治療につなげた。また、

患者や家族に自分なりのアセスメントを踏まえて「今こういう状態が考えられます」とタイムリーに説明ができるようになり、患者や家族から「その話を聞いて安心した」という声も聞かれた。

同院では、特定認定看護師について、看護師特定行為実践委員会などを通じて他職種へ積極的に情報提供を行い、理解を深めた。新看護部長は、院内の医師へ特定認定看護師についてインタビューを行った。すると「整った仕組みの中で勉強してきているので、信頼できる」という医師の評価があった。「病院として育成を支援し看護全体の質を上げていきたい」と今後の目標を語る。

笹本さんは、特定行為研修を修了したことで「医師の思考過程が理解でき、治療内容や方針について根拠をもって具体的にディスカッションできるようになり、予見や早めの対応ができるようになったことが一番の変化だ」と語る。「今後は、管理的立場として特定認定看護師が役割発揮できるように調整するなど、成果を何らかの形で示し、伝えていきたい」と抱負を述べた。



カンファレンスを行う笹本さん（右から2人目）

【病院概要】病床数 647 床、看護職員 611 人、認定看護師 11 分野 20 人、うち、特定認定看護師 8 人、移行手続き前 1 人、特定行為研修受講中 1 人
【笹本さんの修了した特定行為区分】
・栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連